

個人情報保護法に関するタウンミーティング概要（島根県）

日 時：平成 31 年 1 月 30 日（水）14:30～16:00

場 所：島根県民会館 306 会議室

主 催：個人情報保護委員会、島根県

参加者：PTA 関係者（1 名）

消費生活相談員（1 名）

自治会関係者（1 名）

企業関係者（1 名）



「概要」

（PTA 関係者の方のご意見）

- ・ PTA としても、学校から得られる情報は限られており、学校内でトラブルが発生しても、情報をもらえないということがあり、PTA としても対応に苦慮しているところ。
- ・ また、時代の流れから、連絡網等を作成すると悪用されるリスクがあるのは、理解できるが、何かあった時に連絡がとれないということもあり、悩んでいる。
- ・ よく聞く話としては、子供がいる家庭に家庭教師の勧誘がきたり、自分の住所や名前が記載された架空請求がきたということがあつた。ただし、どれも古い情報であつたので、古い名簿が知らぬところで使用されているのではないかと感じた。その際は、消費者センターにも相談した。

（消費生活相談員の方のご意見）

- ・ 一定層の主婦を対象とした「架空請求のはがきがきた」という相談が多く、古い名簿が使用されているのではないかとということである。
- ・ こういった場合は、受け取った側は無視すれば良いが、真面目にはがきに記載された業者に電話をかけて、個人情報を抜かれてしまうケースが多く発生している。このようなことを防ぐためにも、個人情報の管理について、いかに消費者の方々に啓発していくかが、課題であると認識している。
- ・ また、SNS を通じた 10 代の方の被害も増えている。我々は、中学校から大学まで学校の要望に応じて講座を開設し、個人情報保護に関して、SNS を利用する際は検索制限をかけたりプライバシーポリシーをよく読むようにということを申し上げている。

（自治会関係者の方のご意見）

- ・ 要支援者名簿や介護員に関する災害時の個別計画の作成を市から要請されているが、本人同意を得られた方だけの情報であるため、本当に必要な方の情報が取得できているか疑問。
- ・ また、一部の方に過剰反応を示される場合もあり、本当は支援してあげたいが、情報が伝わってこないのが現状で、実際に災害が発生してからでないと開示してもらえない。
- ・ 一個人の疑問として、普段の会話の中で、他人の個人情報を話してしまった場合についても、個人情報保護法で何か問題があるのか、気になる。

(企業関係者の方のご意見)

- ・企業として個人情報保護宣言を行い、適切に管理しているところ。業務の中で同じ家族内の情報でも共有してはいけないことがあるので、従業員にも注意喚起を行っている。
- ・個人情報は一度漏らしてしまうと大変なことになるため、管理に多くの時間を割きながら取り組んでいる。
- ・一個人として、某海外事業者のサービスを利用していると、ウェブ上でのやりとりや、購買履歴など、様々な個人情報が取得されると思うが、その個人情報が適切に管理されているのだろうか、という点については疑問を感じている。ちゃんとした規制はあるのだろうか。